

3 市町村合併の推進に関する基本的な考え方

(1) 合併推進の必要性

市町村は住民に最も身近で総合的な行政主体として、真に自主的、自立的な地域経営を確立するため、その自治能力を向上させるとともに、新たな地域づくりに積極的に取り組むことが強く求められている。

このため、市町村は、これまで以上に、行財政改革を徹底し、より簡素で効率的な行政体制の構築と財政運営の健全化に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や構造的な諸問題に適切に対処していく必要があり、市町村合併はその有効な手段となることから、引き続き以下の視点に立って、市町村合併を推進していくものである。

<自治能力向上のために>

市町村は基礎自治体として住民に身近な行政サービスを担っているが、地方分権が進展する中、市町村が自己決定、自己責任により地域の行政需要に的確に対応するためには、より一層の自治能力の向上が必要である。

今後本格化する人口減少や少子高齢化社会において、消防防災や環境衛生、社会福祉など住民生活に密接な関連を有する行政サービスの維持・向上を図るためには、一定の行政規模を確保し、行政効率を向上させることが求められている。

また、高度情報化など社会経済情勢が大きく変化する中、市町村の提供する行政サービスにもより高い専門性が求められており、これに対応できるよう人材を確保し、組織体制や財政基盤の強化を図っていくことが必要である。

<新たな地域づくりのために>

道路交通環境の整備等により住民の日常生活圏は拡大しており、既存の市町村の区域を越えた広域的な行政需要に的確に対応するため、日常生活圏を基礎とした新たな地域づくりを展開する必要がある。

従前から行われている共同事務処理を中心とした広域行政の取組みに関しては、制度面や運営面の課題を有することから、行政規模の拡大を図り、より広域的かつ効率的な行政体制を構築していくことが望まれる。

また、これからの地域づくりにおいては、限られた行政資源を有効に活用する観点から、住民と行政、民間と公共の適切な役割分担に基づく協働の取組みが重要であり、行政規模の拡大を契機として、コミュニティ自治の推進や住民と行政の望ましい協働関係を実現していくことが可能である。

(2) 市町村の望ましい姿

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方分権改革は新たな段階を迎え、地方自治法において、市町村は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされたところである。

また、第27次地方制度調査会の最終答申では、「市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことが期待されており、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされ、自己決定、自己責任の原則の下、多様な住民ニーズに対するサービスを自主的・自立的に提供できる団体として、市町村自らがこれを具現化する新しい形を創り上げていく必要がある。

こうした地方分権時代における市町村のあり方やさらなる行財政改革の方向性を踏まえ、本県の市町村がより望ましい基礎自治体となるための体制について、中長期的な展望も含め、次の観点から総合的に捉えた場合、現在、県内に設定されている6つの広域市町村圏を基本に形成されることが望ましいと考えられる。

生活圏の一体性

日常生活圏として自然的、経済的、社会的に一体性が形成されていること。

広域行政の状況

広域連合、一部事務組合等により圏域の一体的な振興整備のための計画策定等の取り組みや行政区域を越えて連携する事務の共同処理が展開されていること。

基礎自治体としての望ましい規模の確保

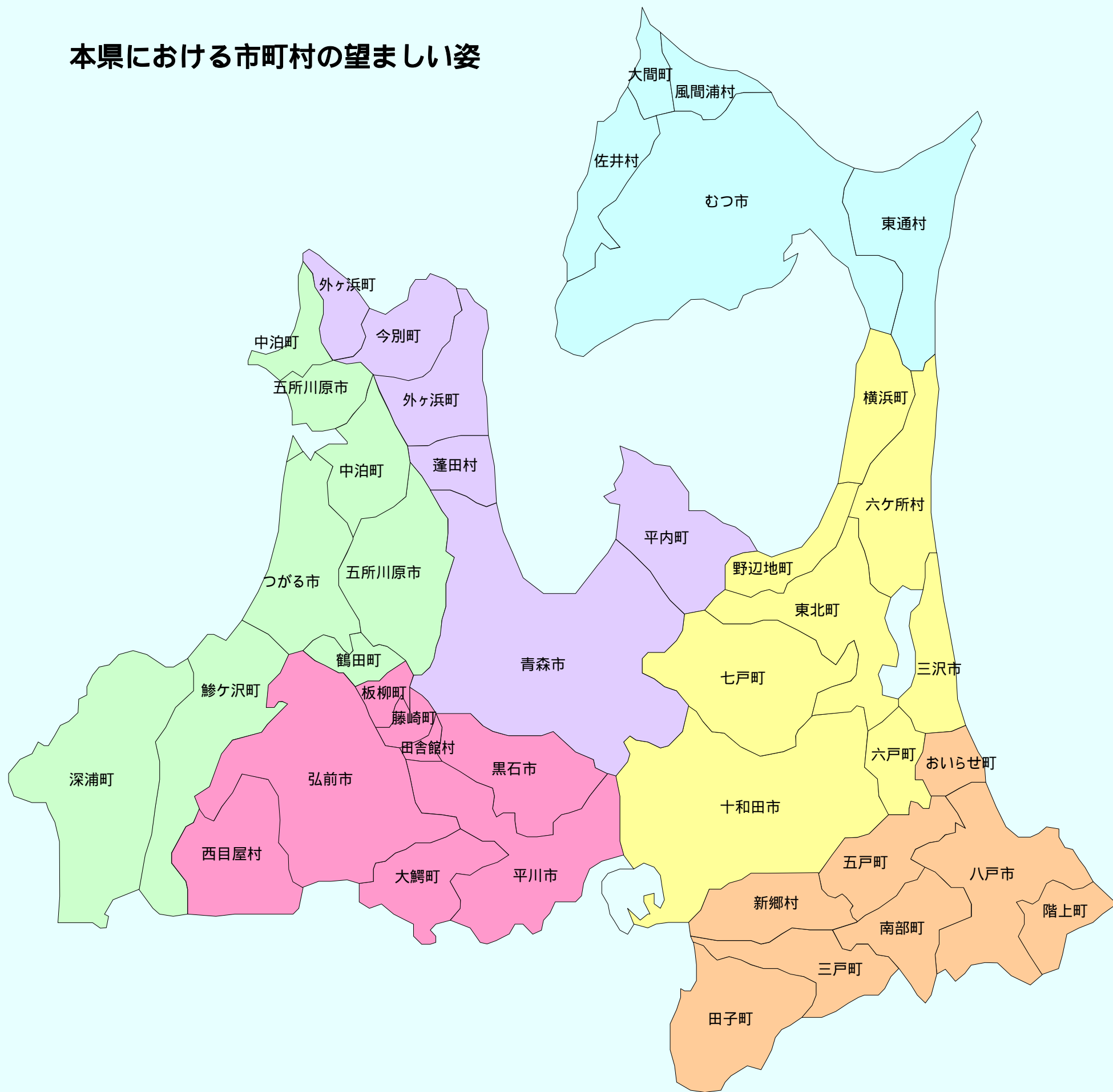
総合的行政主体としての組織体制や効率的な財政運営が可能になると考えられる人口規模が確保されること。

持続可能な均衡ある発展

都市部と農山漁村地域が同じ行政区域の中で一体となり活性化や機能維持を図りながら、圏域全体として持続可能な均衡ある発展が望まれること。

なお、この市町村の望ましい姿については、県として一つの方向性を示したものであり、それぞれの地域においては、地域の事情や住民の意向も十分踏まえた検討がなされるべきものである。

本県における市町村の望ましい姿



NO.	構成市町村	圏域人口 (人)	圏域面積 (k m ²)	広域市町村圏域名
1	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町	340,427	1,477.32	青森地域広域市町村圏
2	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	317,610	1,597.67	津軽地域広域市町村圏
3	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	348,205	1,346.45	八戸地域広域市町村圏
4	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	155,246	1,752.89	津軽西北五地域広域市町村圏
5	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村	191,417	2,017.73	上十三地域広域市町村圏
6	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	83,752	1,414.82	下北地域広域市町村圏

(圏域人口：平成17年国勢調査)

(3) 合併推進に当たっての県の役割

旧法下において、県は、「青森県市町村合併推進要綱」に基づき、自主的な市町村合併の推進に向けた議論の手がかりとなる情報を広く市町村、住民、各種団体等に提供しながら、自主的な市町村合併の推進のための各種支援策を講じてきたところである。

市町村合併は地域の将来を方向付けるものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、市町村自らが、行財政の現状と地域の将来像等に関する資料を住民に示し、議論しながら、最終的には、市町村長と市町村議会が住民の意向を踏まえて判断すべきものである。

県としては、このような考えのもと、新法下においても、市町村の自主性と主体性を尊重しつつ、合併協議に効果的に結びつくよう気運の醸成や関係市町村間の調整等の必要な役割を適切に果たしながら、さらに積極的に市町村合併を推進していく。

新法では、都道府県知事は、構想に基づき、合併協議会の設置や合併協議の推進に関する勧告、合併協議における合意形成に関するあっせん・調停を行うことができることとされているが、こうした役割は、自主的な合併を基本として、構想対象市町村の合併協議の推進を促すためのものであることから、県としては、関係市町村の意向や議論の状況等を踏まえ、審議会の意見を聴きながら、適切に対応していく。